平成２６年（フ）第２４号
静岡県掛川市大渕11032番地の４
破産者　岩瀬由美子
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘Ｔ―７棟106号
破産者　沼波　洋史
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５８号
名古屋市西区中沼町70番地　エスポアール中沼106号
破産者　今井　裕昭
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２３号
名古屋市中区丸の内３丁目９番19号　正起ビル302号
破産者　塚本　典昭
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８８号
愛知県小牧市大字小松寺97番地３　エクセラン301号
破産者　小島一徳こと　小島　一誠
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８８号
名古屋市北区龍ノ口町１丁目22番地　第２水光ビル602号
破産者　エスデザインこと　杉本　庄司
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
東京都品川区大井６丁目10番６号、前住所大津市螢谷１―59　レイクサイドハウス103号
破産者　末廣　　厚
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
鹿児島県鹿屋市川西町4811番地１、前住所鹿児島県鹿屋市札元２丁目3760番地５　美好ハイツ202号
破産者　前山　悦蔵
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
北海道旭川市旭町１条４丁目841番地の12　ヴィヴィ旭町301号室
破産者　小南　主広
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
青森県八戸市根城６丁目16番22号
破産者　澤山　克行
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
青森県八戸市大字新井田字朴木沢14番地15
破産者　植村　チヱ
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
青森県八戸市長苗代１丁目２番19号　中村住宅１号
破産者　舛谷　正雄
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
盛岡市馬場町５番５号　こみや荘103号、旧住所盛岡市八幡町６番19号
破産者　佐々木順子
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１５０号
盛岡市山岸２丁目14番16―403号
破産者　森　　好美
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０６号
秋田市旭北寺町１番48号
破産者　松井　誠治
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
福島県いわき市山田町西山11番地の15
破産者　馬上　貞康
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１８９５号
横浜市青葉区桜台44番地97　パストラール桜台301
破産者　横山　善則
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８７号
神奈川県大和市福田３丁目４番地１　コーポプリメーラ201
破産者　山下　実則
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４３号
横浜市戸塚区上矢部町3043番地４　戸塚グリーンヒルＡ―402号内藤康子方
破産者　川崎　剛一
１　決定年月日　平成26年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部